

**令和7年度 第2回 江戸川区障害者差別解消支援地域協議会
議事録要旨**

<開催概要>

日 時 令和8年2月13日（金） 午後1時30分～午後3時30分
場 所 タワーホール船堀 蓬莱
出席者 近藤会長、大胡田副会長、鈴木委員、緑川委員、鶴岡委員
藤原委員、杉谷委員、日永委員、工藤委員、川島委員、鈴木委員
小杉委員、茂木委員、原委員、志村委員
次 第 1. 開会
2. 議事
(1) 相談事案の協議会での対応について
(2) 相談事案の集約方法について
(3) 事案の検討・分析
3. 閉会

<議事要旨>

障害者福祉課長

定刻となりましたので、これより「令和7年度 第2回 江戸川区障害者差別解消支援地域協議会」を開会いたします。終了は午後3時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の資料につきまして、机上配付をしております。議事の途中、資料の不備、不足等がありましたら、お声かけください。

はじめに、本日の出欠を報告させていただきます。安保委員、濱田委員、川上委員につきましては、ご都合により欠席の連絡をいただいております。続きまして、事務局を代表しまして、福祉部長及び江戸川保健所長から一言ご挨拶を申し上げます。

—福祉部長挨拶—

—江戸川保健所長—

障害者福祉課長

それでは、ここからは、近藤会長に進行をお願いしたく存じます。近藤会長、よろしくお願いいたします。

会長

改めまして、よろしくお願いいたします。第2回からは体制の仕組みのあり方について、皆様とご議論できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。司会進行につきましては、円滑な議事進行となるように努めたいと思います。

協議会は原則公開として傍聴者の希望を募っておりますので事務局から報告をお願いいたします。

障害者福祉課権利擁護係長

江戸川区ホームページにおいて2月2日（月）から傍聴者の希望を募りました。その結果、1名の方に申込みいただきましたが、家庭の事情により欠席されとの連絡がありましたので、本協議会は傍聴者なしで開催します。事務局からの報告は以上です。

会長

ありがとうございます。それでは議事に沿って進めさせていただきます。まず議事1「相談事案の協議会での対応について」ということで、第1回では私から障害者差別解消に関する基本的な考え方や、合理的配慮や不当な差別的取扱いの考え方について、この協議会の位置づけとして何をやっていけばいいのかということをお話ししました。その中でさまざまな情報がこの協議会に相談として集まってくるような形を目指したいというお話をしました。さらに、合理的配慮の提供や不当な差別的取扱いに関しては、相談があったときに迅速な対応ができず、長い期間空いてしまうと紛争が重くなることをお話ししました。

そこで、相談事案が事務局に寄せられた場合、迅速な対応が必要で、ある程度の専門的な見地が必要なケース等においては、事務局だけで対応するのではなく、会長、副会長と事務局で迅速対応を行い、後日協議会に報告するという流れにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長

ありがとうございます。こちらについては後ほど相談事案の対応のところでもう一度振り返ることになると思います。事務局に全体的な流れを作成してもらいましたので、ご説明いただいた上で、質問や意見等がありましたら伺えればと思います。

続きまして、議事2「相談事案の集約方法について」事務局から説明をお願いいたします。

障害者福祉課長

第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会において、近藤会長より「水路を整える」とのお話をいただきました。今、区内の色々なところで相談がバラバラと集まっている状態なので、相談経路を整備して協議会に集まるような状況するため、事務局で案を作成しましたのでご説明いたします。資料1「障害者差別に関する相談の流れ」をご覧ください。まず、障害者福祉課権利擁護係に直接相談があった場合、対応できる事案に対しては後日協議会で共有いたします。また区役所内や事業所・障害者団体等に相談があった場合は、対応できる事案は基本的に対応していただき、解決後に権利擁護係に情報共有をしていただくというような形です。解決しない場合は権利擁護係にご相談いただき、権利擁護係は助言を行い後日協議会で共有させていただくというような形です。近藤会長からご説明いただいた困難な対応が必要な場合、例えば専門的な見地が必要な場合や特別な事情があって迅速対応が必要な場合につきましては、会長、副会長に委任し、事務局とともに対応し後日この協議会で共有するという形で考えております。資料1の説明については以上です。

続きまして、区と関わりのある事業所等の相談の流れについてもまとめておりますのでご説明いたします。資料1-2「行政機関及び障害者福祉課と関わりのある事業所等の相談の流れ」と、資料1-3「障害者差別に関する相談の流れ」をご覧ください。資料1-2について、まず行政機関は区役所等ですが権利擁護係から区役所の各部署に対して、相談事案の集約について通知を発出します。基本的に先ほどと同様に対応できる事案については対応いただき、解決後、権利擁護係に情報共有いただきます。解決しない場合は権利擁護係に相談をいただいて権利擁護係が助言を行い、後日協議会で共有するといったような形です。

その他、区と関わりのある事業所につきましては、こちらの権利擁護係から事業所等に関しまして、相談事案の集約について通知を発出します。対応できる事案は対応いただきまして、解決後、権利擁護係に情報共有いただきます。同じく解決しない場合はご相談いただいて権利擁護係は助言を行って後日協議会で共有する。この中でも困難な対応が必要な場合は会長、副会長に委任し、事務局とともに対応し、後日協議会で共有するというような想定です。

相談経路と集約方法についてはご説明させていただいた通りの流れを考えておりますが、各団体の皆様からどのような動きができるか集約方法についてご意見等いただければと思います。

会長

ありがとうございます。障害のある方からのご相談や、今まとめていただいた区役所内や各種のその他協議会連絡会等といったところからの相談についても、資料でまとめていただいております。このような流れで今後の協議会の相談対応を進めていきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員

解決済みというカテゴリーに入ってくるのはどのようなイメージなのかご意見いただければと思います。

会長

ありがとうございます。完全に解決したかどうかというのは、なかなか判断が難しいと思いますが、まずは一旦、関係者の方々と相談者にご納得とご同意をいただいくということが解決の一つの判断基準になるかと思います。特に合理的配慮というのは、こうなったら合理的配慮成立とはいわずらく、基本的には関係者の合意や、さらに異議申し立てが起こらない状況が必要だと思います。もちろんそこで一旦の合意を得られたとしても、また1年ぐらい経ってもう一回、いややっぱりということが出てくることはあると思いますが、一旦のその合意が得られたところ、追加でさらに、ここについてはもう少し相談を重ねたいというご意見がなくなったポイントというのが一つの解決の糸口になるかと思います。この点について事務局の方から補足をお願いします。

障害者福祉課長

ありがとうございます。まさに先生のおっしゃったようにご理解いただくというところではありますが、私たちが一概に相談を受けてすぐご理解いただくというのは違うと思っていまして、一旦、私たちも調査を行い様々な情報の中からこういったご事情であるとか、こういった状況であるというのを丁寧にご説明した上でご理解いただくという状況になって、概ね終結というような形で判断をしています。ただ、その後もし気になることがあれば再度お知らせくださいということはお伝えしますが、おっしゃる通り、そういったご理解をどうやって進めるかというのが、私たちの仕事であると思います。

会長

ありがとうございます。安易に解決と言わないという非常に重要な点をご指摘いただきました。副会長から補足がございましたらお願いいたします。

副会長

障害者から相談を受けた場合に泣き寝入りで終わってしまうパターンもあると思います。相談したけれど、「これは難しいですね」と言われて、「やっぱり私が悪かったんだな」ということも想定できます。それを解決とは思わないので、相談機関の方ではできる限り声の小さな人の味方になる方向で取り組む必要があると思います。それは場合によって障害者かもしれませんし、事業者ということもあると思います。その場で解決しない場合は権利擁護係に相談するというような温かな受け止めが必要だと思いました。

会長

ありがとうございます。安易に解決という押し付けではなく、もし何かあれば権利擁護係に相談してみませんか、といった声かけをしていただければと思います。他にはいかがでしょうか。

委員

資料 1-2 の右側に事業所関係の連絡会というグループ、団体がございますが、これは例えばグループホーム全部が参加しているのでしょうか。江戸川区に入っていないところのグループ利用者さんが何かを訴えたいときはどこかなと思いました。

会長

ありがとうございます。どこまで情報が届いているのかというご確認ですね。こちら事務局の方から何かありますか。

障害者福祉課長

こちらに掲載させていただいている連絡会は、おっしゃる通り全てが入っているわけではありませんが、比較的江戸川区はかなりの確率で入っているというように認識しています。そういった意味では、区内の事業所に関しては全ての連絡先を把握しておりますので、先ほどの通知の発出については事業者全体にしております。通知を見ているかというのはまたその次の問題になってくと思いますが、偏りがないように情報を発信するよう心がけています。

会長

この協議会の委員としましては、今のような形でぜひどこまで情報がしっかり届いているのかを見ていく役割もあると思いますので、ぜひここも見ておいていただければと思います。他にはいかがでしょうか。

委員

この集約した結果はどのように活用されるのか、どういった目的で何に活用されるのか教えていただきたいです。私どもの団体でも様々な差別事例の相談を受けるのですが、「こういった相談を障害者福祉課の方に共有してもいいですか」というふうにご本人に確認する際に、共有した情報がどう活用されるのか相談する方も気にされると思います。個人情報も含まれますので、どのように説明すればいいのか教えていただきたいです。

会長

ありがとうございます。一般的な差別解消支援地協議会では匿名化した上で、こうした情報がありましたということをウェブサイト等に掲載していくような流れがあると思いますが、まだこの辺りについては深い議論をこの協議会ではしていません。何か事務局で想定していることがありましたらよろしくお願いいたします。

障害者福祉課長

ありがとうございます。まだ相談件数も少なく傾向をつかむほどの量にはなっておりませんが、おっしゃる通り、例えば匿名化した上で相談の傾向をまとめて、対応事例などを江戸川区としても出していければと思います。ただ、その出し方をどうするかについては、この協議会の中でご議論いただき、詳細を出すことはやはり個人のプライバシーにかかってくることもあります。どのようにして理解啓発につなげるか、情報発信するかについてはぜひ皆さんのご意見を伺いながら行っていきたいと思います。

会長

ありがとうございます。今後どのように情報公開をするか、理解啓発につなげるかを議論できればと思っております。他にはいかがでしょうか。

委員

支給料は泣き寝入りにはならないのかという質問です。

会長

ありがとうございます。こちら事務局の方でお分かりになりますか。

障害者福祉課長

サービス決定の支給料のお話かなと思うのですが、やはりここは区の予算、国の予算の上限と、あとガイドラインなども決めさせていただいているところで、当然ガイドライン以内のところを制限するというのは課題になると思いますが、ガイドラインオーバーのところをどこまで認めるかというのはやはり総合的に判断せざるを得ないと思います。

会長

ありがとうございます。一方で当事者の方からそういったご相談をこちらの協議会の方にいただくことを、ガイドラインに掲載されているからといって止めるものではないという理解はよろしいですか。

障害者福祉課長

はい。そのような認識です。

会長

ご質問ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

委員

私たち障害者が同行援護に使う時間というのは社会参加をするための1時間1時間だと思います。同行援護のことについては役所の方とたくさんお話をしていきながら解決していけばいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。全体的なサービスの自治体での在り方についてはおそらく団体の皆さんと区役所内の担当部署の方で折衝を続けていただいている部分もあると思います。一方で、やはり個人の方からや行政からもそうですし、もしくは区役所の特定の窓口でこういう差別的な取扱いがあったとか、区内の企業や商店からこういう困ることがあった、もしくは学校でそういう個別の案件があったときに、相談窓口というのがこれまでは広く開かれたような形で統一されたものがなかったので、そこであがってきたものを委員の皆さんで、このケースはどういうサポートをしていけばいいかという議論をしていくことになると思います。一方で何か大きな枠組みとして、これは差別的な要素が区のサービスの中にもあるのではないかとということがございましたら、遠慮なくこの協議会の方にも挙げていただいて良いと思います。ご質問ありがとうございます。あと他にはいかがでしょうか。

委員

区に差別の相談案件の蓄積があると伺いましたが、全体的に相談案件に対する解消についての動きというのはコストがかかるものだと思います。こういったデータベースが東京都とか全国的にないか興味があります。そういうデータベース等があれば勉強したいと思います。

会長

ありがとうございます。私の知っていること、副会長がご存知のこと、あとは事務局がご存知のことをそれぞれ情報提供できたと思います。まず私から教育分野のことについてご報告します。一つは独立行政法人で日本学生支援機構（JASSO）というものがあります。そこでは大学教育や高等教育機関に関する差別や紛争のデータベースを作っていて、それを全国の大学から収集しています。例えばこれぐらいの規模の大学で、こういう障害のある学生が授業に参加しようと思ったら、大学から対応ができないと言われ、そこで不服申立てが始まって、その後うまく合意形成できなかったとか、もしくはこういう対応をすることによって合意形成ができたとか、そういったデータベースが作られています。こ

れは一般公開されていますので「JASSO 紛争データベース」等で検索していただけると思います。

もう一つが文科省系の国立の研究所で国立特別支援教育総合研究所という、特総研と呼ばれるところがあります。こちらも通称インクル DB という、インクルーシブ教育データベースというものがあり、その中に合理的配慮の例がたくさんまとまっています。たくさんの事例がある一方で、特別支援教育なのでいわゆるこれは合理的配慮なのか、あれは基礎的環境整備なのか、それとも一般的な上手な特別支援教育の方法なのかというように、区別が付きづらいものも同じデータベースの中に入っていますが、データベースとしては参考になるかなと思います。

あとは早くから差別解消条例を作って取り組みを行っている自治体が、ウェブページ上に差別事案を公開するということは行っています。有名なのは千葉県で、副会長が詳しいと思いますので副会長にお任せします。

副会長

まず一つモデルケースのようなものになりますが、各省庁が作っている障害者差別解消法に基づく対応指針というのがあります。例えば国土交通省であれば、そこが所管している鉄道の事業者や不動産の事業者向け等の対応指針というのがあります。この中にはこういったものが差別に当たる、こういったものは配慮として必要ですといったことが紹介されています。

あとは内閣府が作っている合理的配慮事例集のデータベースがあります。おそらく、「内閣府の合理的配慮の事例集」とキーワードで検索するとヒットすると思います。ここには様々な内閣府の調査の中で出てきた合理的配慮の良いケースが紹介されていますので、これはどういう合理的な配慮があるのだろうか悩んだ時に事業者別の対応指針で何かあるかなということ、あとは内閣府の合理的配慮のデータベースを見てうちと似たようなケースがあるかなというのを見ていただくと参考になると思います。

会長

ありがとうございます。事務局の方から補足はございますか。

障害者福祉課長

ありがとうございます。副会長からおっしゃっていただきました、内閣府が作っています障害者差別解消に関する事例データベースですが、障害種別ごととか合理的配慮の提供の部分とかを選択しながら押していくと、事例が出てくるというような形なので、こういった方とこういうやりとりをした時やどこまでやればいいのかといった時に事例が出てくるので、その事例を参考に今回の対応をどうしようかというところを見るにあたっては、いろいろな情報が詰まっているデータベースかなというところがございます。

あとは東京都に関して言いますとやはり相談事例集というのを作ってしまして、こういった相談がありましたよというような事例集が出ていますので参考にさせていただいております。

会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

委員

依頼文を発出する際、保護者の方等は「これって差別なのかな」というところは結構気づきにくいというか、そこが相談に当たるものなのかどうかというところをご自身だとなかなか判断がつかない。「これ相談していいのかな」、と迷われる方もいらっしゃると思いますので、先ほどの情報をどう扱って周知していくかというところに議論が進んでいくと、こういうところも解決できるのかなと思います。発出の方法で考えていることなどあれば、こういう風に啓発もしつつ事案も出しやすくするという工夫をしていることがあれば教えてください。

会長

啓発をどうしていくかということと非常に関わる点ですが、この発出の仕方については事務局の方からよろしいでしょうか

障害者福祉課長

こちらの発出については事業所に送るということを前提としており、事業所でこんな相談がありましたかというので事業所宛に発出するというような形になります。今ご質問があったような、これが差別に当たるのかというのはまさに当事者へどうやって啓発するかというところになりますので、そこは比較的具体的に提示をしないと皆さんなかなかイメージがつかないと思っています。当事者の皆さんのご意見を伺ってこういう形であれば相談していこうというような気持ちになるということがあれば、ぜひご意見いただければと思っています。

会長

ありがとうございます。江戸川区で障害者差別に関する、差別ってこんな感じですみたいなパンフレットとかはございますか。

障害者福祉課長

虐待のカードを障害のある皆さんの手元に行くように配らせていただいております。当事者の方には全員に行くようにお配りさせていただいて、虐待と差別のところを一緒に載せているというような状況です。

会長

ありがとうございます。虐待と差別を一緒に載せているということですね。虐待というと暴力を振るわれたみたいなのがまずイメージだと思いますけど、合理的配慮の否定みたいなもので、少し複雑な感じになるので「これは当てはまるのかな」と悩む方も多いと思います。啓発の仕方としてこの協議会で話していくことになると思いますが、理解啓発の活動だったり資料だったりそういったことはまた今後議論できればと思います。他はいかがでしょうか。

委員

相談窓口で国のワンストップ窓口があると思います。例えば、公共交通機関の差別であれば国交省、店舗の差別だったら経産省というようにあるかと思いますが、そちらの方に相談をした場合は、江戸川区に件数として入ってくるのでしょうか。私どもは国交省の方から直接事業者とやり取りして解決していただくということがありまして、もしそういったことが江戸川区で発生した際、国交省の方に相談した場合は江戸川区に件数として入ってくるのかどうか教えていただきたいです。

会長

ありがとうございます。最近、内閣府のつなぐ窓口から各自治体の担当課に「内閣府のつなぐ窓口で相談あったのでよろしくをお願いします」という連絡がくるといのはよくあると思います。いわゆる外から繋がってきたものをどうカウントするかということですよ。これについて何かございますか。

障害者福祉課長

おっしゃる通り、つなぐ窓口から区に連絡がくるとい事例はあります。おおむね、それは事業所向けというよりは私たちの中でご相談を応じたりとかして解決する場合かなと思っていて、逆に国の方に相談されて吸収された件数が私たちは分からないので、何が降りてきて何が降りてきていないかというのは明確ではない。推測ですが鉄道会社に対するところというのは、おそらくそこから直接鉄道会社などに連絡をされて解決されるとそのままそこで終わっているのではないかなという認識です。江戸川区民が相談したというような形では、現在窓口の立て付けがなっていないというような認識です。

会長

ありがとうございます。窓口が地域ごとに分かれていたり、それぞれの省庁の相談窓口もあったりするので、どの相談がどこまでいっているかというのは、本当にご本人がお決めくださっている内容みたいな感じで分からないことが多いですね。もしそれが江戸川区内のことであれば、よろしければ今こういう相談しているよみたいなことも団体の皆さんのところから私たちのところとかに報告いただけるといいかもしれません。件数として把握できるのは悪いことではないので、境目にあることをどうするかという点のご指摘かと思ったので、ぜひ情報共有が進むようにご協力いただけましたらと思います。他にはいかがでしょうか。

委員

ろう者の立場として差別と覚えることはたくさんありますが、「まあ我慢すればいいか」とか、後はこちらの協議会のように相談できる場があるということを知らない方もたくさんいます。またろう者協会に入っていない方々もいます。

例えば、会社の中で本日のように関係者の方々が集まって会議をするという場合であっても、例えば今回は手話通訳者が2名おりまして、私にしっかりその通訳をして情報をいただけますけれども、通訳がついていない方もいます。例えば、会議中は通訳なしで参加して後で内容をメモで伝えるなど、聞こえない方々が適切に情報を得られず不利益を被っているという現状があります。それに対してしょうがないと我慢してしまっている方々もたくさんいます。相談できる場があるということが分からない方々もたくさんいらっしゃるの、例えばお店は開いているのに聞こえないことを理由に入れてもらえなかったり、お店から追い出されてしまったり、そういった無礼な対応をされることもあります。遊園地でも聞こえないことが理由で観覧車に乗せてもらえないという差別もあったりすると聞くので、そういったことをどこに相談したらいいのか。手話で相談できる場がないとか、そもそも相談できる場所が分からないとか、いろいろなことがございますけれども、そういうことがないように温かくここで相談できますよということをおっしゃっていただけるような場がろう者協会の会員非会員に関わらず、皆さんが安心して相談できる場を持つ、そして知ってもらうにはどのように周知したらよいかというところは課題としてあると考えています。

会長

ありがとうございます。今いただいた具体的な事例ですね。これだけですでに今日の後の事例として登録していいのではないかなと思えるような事例ばかりだったと思います。こうした事例をいかに協議会の方に報告いただけるように周知をしていくかということが、今後のこの協議会の委員の皆さんとの取り組みになると思います。ぜひ委員とも協力しながら、ろう者の方たちに情報が届けられるように工夫を続けられたらと思います。今日は相談の流れの整理が議題になっていますが、今後の議題の中ではそういった方たちにどう

いうふうに情報を伝えていくかということもぜひ議案として検討ができればと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

副会長

ありがとうございます。私も手話で相談したい場合にどこか適切な窓口があるのだろうかということが疑問になりまして、例えば区役所で、ここであれば手話で通訳がいるとか、そういったものがあれば教えていただけますか。

障害者福祉課長

区役所では週に1回ろう者協会に依頼し手話通訳士を配置したり、遠隔手話になりますが、オンラインによる手話通訳を実施しております。区役所の窓口では相談できる体制を作っているというところと、ファックスでの相談もお受けしていますので、ろう者の方からはファックスやメールでのご相談を受け付けるなど様々な相談方法を用意するようと思っています。

会長

ありがとうございました。他には何かございますか。

委員

週に1回金曜日の午後だけ通訳者がいることになっておりますが、順番待ちのような形で長く待っているろう者の方も多いというお話を聞いたことがありますので、通訳者が毎日いてくれると安心という面もあります。例えば、ろう者がファックスで文を書いたとしても母語ではないので、なかなか日本語の文章をファックスで伝えるのが難しい。スマホのアプリを使って翻訳している若いう者は増えていますが、相談場所が分からないというパターンもあります。そのあたりもいろいろご協力いただければと思います。

障害者福祉課長

週に1回1名という形で配置しているのですが、手話通訳の派遣の上限時間は、非常に多くさせていただいております。個人の行動に合わせて一緒に来ていただくというのも推奨していて、区役所に来た通訳だけではなく、派遣を受けてというところも皆さんの負担なくできていると思います。通訳者のご都合が合うと一緒に窓口に来てできると思いますので並んで待つことはないのかなと配慮はさせていただいておりますが、今後の検討の課題にさせていただきます。

会長

ありがとうございます。ぜひこうした意見をこの場で話せると、すごく意味があると思いますのでよろしくお願いします。他にはいかがでしょうか。

委員

精神の場合は侮辱されたりとか、そういうことがあっても仕方ないと泣き寝入りしてしまうことがかなり多いです。それで一つだけお話したいことがあります。コロナの時にすごく具合が悪くなって救急車を呼びましたが、救急隊員に精神の病気を持っている人は連れていけないと断られたそうなんです。こういう話は会の中でこういうことがあったんですよねくらいで、私たちもそれに対しての対処ができないわけですよね。どこへ持っていったいいのか。ちょっとオーバーな話になりますが、マスコミなどそういう問題にも関わるといっても、個人情報のことでこの辺は動けなかったんです。今の話の場合、資料1-2のどの団体が関わるのですか。

会長

ありがとうございます。その事例についても今後可能でしたら、詳しく背景等も含めて教えていただけたらと思いました。今、ご質問2つ入っていたかなと思ひまして、1つは個人の方から直接この権利擁護係にご相談いただくというのがまず一番いい流れかなと思います。

もう1つは発出先の事業所等の団体ですよね。そういうところって精神の方の場合だとどこが関わるのかということになると思います。1つは団体の方だったりとか当事者の方から権利擁護係に直接こんなことがありましたよと、ご相談いただくのは全く問題がないのでそのようにおっしゃっていただけたらと思うのと、もう1つはどの団体がその発出先に当たるのかについては、事務局の方からもし何かあればご回答いただければと思います。

障害者福祉課長

ありがとうございます。まさに障害者福祉課権利擁護係にご相談というのがまず1つと、あとこの連絡会に関しましては様々な障害を対応している事業所が多いというところで、1つは相談支援が使っている場合には相談支援の方にご相談いただいて相談支援連絡会から情報提供いただくというのが、今伺いしている中では一番近いかなというようなところはあります。あとは当然精神の方ですと地域の保健師などもいらっしゃると思いますので、そういったところにご相談いただくと区役所内の情報として上がってくると思います。

委員

視覚障害者福祉協会の会で、おしゃべりしに来ませんかというコーナーを作ろうということを進めています。そしてそれはもちろん私たち視覚障害者はもちろん、いろいろな障害をお持ちの方にゆくゆくは手ぶらで来ていただいて、例えば、今週食べて一番おいしかったものをみんなあげてみてくれないみたいな、そんなテーマを1つ1つ毎回決めて、どんな障害をお持ちの方も来られてというのを役所等に相談に行く前の段階で、みんなに話せる場所を作ればいいのかと思います。

どんな障害の人がどんな悩みを持っているのか知るのも、障害者同士の横のつながりでいいのかと思います。そしてそこに魅力を感じて旗を振ってくれる女性がいますので、そんな形で区の方に相談に行く前におしゃべりで解決できることがあればいいかなと思います、やり始めています。そんな時にも気になるのがやはり視覚障害者には同行援護というものがやはりつきまとうんですね。そういうのをどうやって相談しながらやっていこうかというのが今の私たちの課題です。

会長

ありがとうございます。障害を飛び越えてまずそこで相談できる場所を区民自ら作るということは素晴らしいことだと思いました。一方で後半のところの同行援護については、先ほどと同じでご意見ということでもよろしかったでしょうか。

委員

はい。ありがとうございます。

会長

同行援護はとても重要ですということを、強調いただけたと思います。ありがとうございます。

障害者福祉課長

1点補足よろしいですか。今日ご説明させていただいた相談の流れの資料1-3の下の障害者団体等というので、まさにこちら当事者団体なども意識しているところですが、この集約方法というのをどうしていくかというのを挙げさせていただいて、逆にこういった当事者のご家族とかそういった団体からどうやって意見をもらっていくのがいいかというのも、ぜひ委員の皆さんからのご意見いただき、団体にも通知を発出していただくのか、もしくは私たちが聞きに伺った方がいいのかそういったところも委員の皆さんにお伺いできればと思っております。

会長

ありがとうございます。各団体の皆様にもお越しいただいておりますので、日頃こんな感じで相談が来ますよみたいなことをおっしゃっていただけたらと思います。いかがでしょうか。

委員

私どもは江戸川区内で事業所を多数運営しているのですが、基本的に就労継続 B 型支援事業が大半を締めておりまして、この集約については、毎年第三評価とは別に利用者満足度調査というのを法人の中で実施しており、その結果を踏まえての聞き取り等を行っているところです。ただ、なかなか事業所を利用している方が事業所に対して何か物事を言うていくというのは非常に難しい部分もあると思います。以前であれば私どもの団体は親の会からスタートしたところですから、その当時よく私は親の会の会長をしていて言われた話が自分の子供が人質になっているということでよく昔は聞いた記憶がありますけども今は社会福祉法人という形で業務を行っているところですが、そういう中で利用者満足度調査など、いろいろなアンケート調査を行うこともありますけども、どのぐらい正確にその情報が入ってきているかは懐疑的な部分ではありますが、そういう取り組みをさせてもらっているところです。以上です。

会長

ありがとうございます。事業者側からも直接満足度調査を行って、そこに差別に関することがあれば、こちらの方にも今後ご相談いただけるというようなことかなと思いました。他にはいかがでしょうか。

委員

私どもの団体ではメールや電話の相談、事務所に来所して相談されるという方もいらっしゃいます。1件1件記録に残して経過をたどっていますので、そういった情報の集積を提供することができると思います。その都度ご連絡するというのもなかなか業務的な負担になるところもあるので、できれば半年に1回ないしは年に1回直接意見交換の場を持っていただくとか、そういう情報共有の時間を取っていただいて、そこでたまっている情報をお渡しするというようにしていただけるとありがたいです。

会長

ありがとうございます。まとめて半年に1回か年に1回かでご報告いただき、そこで積み残しになっている課題をこの協議会で協議すると、毎日済みそうなことはそこで検討した上で何か取り組みを行うということですね。他に何か取りまとめを行っている団体の方はおられますか。

委員

私どもも親の会の方で会員の皆様とお会いしてお話することがございますけれども、やはり差別や虐待を受けたというネガティブな話は親御さんもすぐに他の方にお話しできることが少ないと感じます。1年2年経ってから実はあの時こんなことがあったのよというお話はよく伺います。特に何かありますかという御用聞きを私どもはしておりませんが、会の活動とは別におしゃべり会をしております。子どもが成長してくると、自分の親のことも相談しながら、こんな時どうしたらいいのかなというのと、その中で解決策が私はこうしたわよとか、あの人が良かったわよとかそういった話が出ますので、こういったことを通報や連絡したらいいのかなというのはやはりご本人様も迷うところがありますし、事業者の方でこんなことを言われたけどもっていうのも、どこまで他の人が連絡していいのかというのは分からないので、ちょっとあそこあれだよねというときは、誰かに私が耳打ちをするかもしれませんけれども、そんなふうにしてやらせていただいております。

やはり困ったことがあったら、ご本人かご家族の方がおっしゃっていただくのが一番かなと思います。ただその声が同じような声が大きくなった場合は、私どもの方でも言っていかなければいけないことをどんなふうにしたらいいかというご相談をしないといけないなと考えております。

会長

ありがとうございます。まずそういうおしゃべり会のような場で、ぜひちょっとトラウマのようになっていることって多いと思いますので、そこに寄り添っていただいて、ここに相談した方が良さそうな事案であれば、ちょっと背中を押していただくという形は大変いいかなと思います。会として、そういうものをアンケート的にまとめていただいて、例えば年に1回なり、何かこの協議会に報告いただけるようなことがあれば、歓迎いたしますのでよろしくお願いいたします。他にはいかがでしょうか

委員

女性部で毎月1回活動しておりまして、ろう者の方々が集まりいろいろなことを話し合います。その時に私が役員として見て感じた、これはもしかしたら差別じゃないかというところも、相談というよりは「こんなことあったわよね」「私もあったの」みたいな感じで話すんですけども、そこにも本当に大きな差別というのが隠れているのが、おしゃべりの中で顕在化してくるのではないかと感じることもあります。これはもう本当に差別ではなかろうかという場合は月に2回、木曜日の午後に通訳者によるろう者相談、ろう者の方々のための相談ができるんですね。こちら予約制になっておりますが、精神に関連する資格を複数持っている者が担当し相談を受けて解決に向けて進むですとか、そういった相談ができますよという情報も発信をしております。

また聴覚障害者といっても幅広く、例えば見えない聞こえない盲ろう者と呼ばれる方々や、見えないけれども聞こえる方、または歩行できる方そうでない方など、聞こえないだけではなくて聞こえないことと他の障害を持っている方がいます。見えない方でも盲ろう者の方でしたら手話を触っていただく触手話ですとか、点字の端末を使ったりですね。また盲ろう者に関しましては単独で出かけることが難しい方が多く、江戸川区の中でもやっぱりまだまだ対応が進んでいないのかなと思います。女性の盲ろう者が私どものところにいらっしゃって「盲ろう者に関してもっと発信してほしい」など様々なご意見を伺ったこともありました。

そしてもう1つ難聴に関してですが、聞こえるからといって完全に聞こえるわけではないにせよ、誤解を受けることがあります。聴覚障害といっても全て同じ症状ではないということを知ってほしいというところも含めて様々な聞こえないこと見えないこと盲ろう者に関することも発信していただきたいなと考えております。

会長

ありがとうございます。女性部の方と月に1回集まって、その中からこれは差別事案にあたるのではないかとというところで記録等を取っていただいて、協議会にもご報告いただけたら大変参考になると思いました。あと盲ろう等を含めて、聞こえない聞こえにくいことに関しての理解啓発について、どう進めていくかというのはこの協議会の重要な今後の活動になってくると思いますので、またご議論いただければと思います。このセッションは今お話いただいたこの相談の流れについてのところですが、非常に重要なポイント、今日のポイントの一つでしたので、かなり活発なご意見いただけて大変参考になりました。

それでは、議事3に進んでいきたいと思います。事案の検討分析になります。基本的にこの協議会では今のような相談を受け付けて、その相談に対して詳しく考えていく必要があります。事案の詳しいところを理解したうえで、私たちがこの協議会で何ができるのかを考えていきます。なので、比較的事案の背景についても私たちはいろいろな視点から理解していく必要があります。副会長からもお話がありましたが、この協議会は障害のあるかたたちに寄り添いその人たちの権利と一緒に主張していく役割が期待されているところです。一方で関係者の合意ということを私たちは関わっていく必要があります。例えば会社やお店の方など一緒に話をしていくことが出てきますので、多面的な背景を理解していく必要があります。この事案の検討分析のところでは比較的詳しく、私たちの考えを交わしていく必要があると思います。資料2に基づいてそれぞれの事案について皆さんと一緒に検討分析を進めていければと思いますので、事務局から説明をお願いします。

—相談事例（5件）について、事例検討を行いました。—

会長

ありがとうございます。障害者差別解消法は学校やお店などがお客さんとしてやってこられた方を障害があるからといって差別したらダメですよという法律です。自分のところの会社の労働者に対して経営者、雇用主側が不当な差別はダメですよとか、合理的なやり方をやらないとダメですよと決めているのは障害者雇用促進法という別の法律だったりもします。ただ、どちらも差別禁止の枠組みで、それをことさら基礎自治体の中でこの江戸川区の中でこっちはやるけどこっちは絶対やらないみたいに言う必要もないかなと思いますので、基本は差別解消法のことをやりながら、障害者雇用促進法のことでも委員からお気づきのことがあったら、事例など教えていただければと思いますのでよろしくお願いします。それでは閉会とさせていただきますが、事務局から連絡事項はありますか。

障害者福祉課権利擁護係長

今回の障害者差別解消支援地域協議会日程及び会場については確定次第、ご連絡させていただきます。

会長

皆様のご協力により、無事に協議会を終了することができました。

以上をもちまして、第2回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会を終了します。本日は、ありがとうございました。

—終了—